

島田市会計年度任用職員募集案内別表

No. 164

職種		勤務形態	応募資格(必要な資格)	
J	相談員・支援員・専門員	パートタイム	有	・小中学校での豊富な経験を有する者 ・不登校や発達障害の子供の支援に関する深い見識を有する者

業務内容	【教育センター全体の運営について】 ・教育センター機能全体の統括・外部機関との連携 ・教育センター内及び周辺環境整備・教育センターに係る予算管理(発注、執行状況の管理) ・特別支援教育、発達障害に係る教育相談 ・教育センター職員の研修に関わること 【適応指導教室「チャレンジ教室」の運営について】 ・全体計画(年間計画)の作成※ICTを活用した教育計画を含む ・チャレンジ通信(おたより)の作成 ・体験活動、スポーツ活動の企画(利用施設への連絡・申込み)、講師の依頼 ・通級生の指導、支援 ・通級を希望する保護者や児童生徒との面談 ・報告書の作成 等
------	---

雇用 期間	開始日	令和8年4月1日						※任用後、1月間は条件付 採用となります。
	終了日	令和9年3月31日						
勤 務 日		月曜日から金曜日の5日間						
1日の勤務時間		午前8時0分から午後6時0分まで 〔うち6時間以内〕 ※勤務日及び勤務時間は所属長の指定 により変更する場合があります。						
週の勤務時間		30 時間						
休憩時間		60 分						
給料・報酬		月額 169,858 円から						
手 当 等		【パートタイム】 通勤及び旅費に係る費用を関係例規に基づき支給 期末・勤勉手当を関係例規に基づき支給						
社会保険		健康保険	加入	厚生年金	加入	雇用保険	加入	
週休日・休日		週休日（土曜日、日曜日） 国民の祝日に関する法律に規定する休日 令和8年12月28日 から 令和9年1月3日 まで						
就業場所	場 所	島田市教育センター						
	住 所	島田市相賀2510番地						
そ の 他		・勤務日及び勤務時間は相談の上、変更となることがあります。 ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及 び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (令和6年法律第69号、以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の 前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法 に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つ として、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科 の有無を確認いたします。						
特記事項		・給料・報酬額は、人事院勧告等の影響により改定されることがある(増額・減額ともに) ・地域手当、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬を関係例規に基づき 支給(パートタイムのみ) ・期末・勤勉手当支給月数は、島田市職員の給与に関する条例が改正された場合、年度 途中で変動されることがある(増額・減額ともに) ・窓口開庁時間の変更等が生じた場合、年度途中に勤務時間及び給料・報酬が変更とな る可能性あり						
問合せ先		所管課	学校教育課 学校教育係			電話	0547-36-7955	

※今後の予算状況等により、募集内容や人数が変更する場合があります。